

労働者を雇用する農業者に対し熱中症対策を義務化

○労働者の熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することが必要であることから、厚生労働省は労働安全衛生規則（省令）を改正し、令和7年6月1日から労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付けました。

令和7年6月1日から労働者を雇用する事業者に対し、

▶ 労働者への熱中症対策を義務化

- 労働者を雇用する事業者は、熱中症があった際に対応ができるよう、以下を行い、その内容を関係作業者に周知するように義務付けられています。

- ✓ 早期発見のための体制整備
- ✓ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成

適切に行わなかった場合の罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(労働安全衛生法第119条)）も措置されています。

実際の農業現場における具体的な対応として、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示することが有効です。

